

ご 質 問 へ の 回 答

令和 7 年（2025 年）7 月 16 日

	資料名	質問項目	質問内容	回答
8	実施要領	3 参加方法 (2) スケジュール	8 月下旬選定事業者への見積徴収とあります。 提案書ではトイレコンテナ購入に該当する金額は記載しないで、記載する必要がある金額は維持管理費だけという理解でよろしいでしょうか。	8 月下旬選定事業者への見積徴収とは、審査会において最も高い点数であった事業者様に対し、提案内容も踏まえて仕様書を協議し、正式に見積依頼を行うものです。 今回のトイレコンテナ購入に該当する金額（維持管理費用は含めない）は“見積書”でご提出ください。 維持管理費については、企画提案書及び審査項目一覧（No45）の中で金額の規模感をご教示ください。
9	実施要領	4. 見積書について ・の 3 つ目	企画提案にないオプションやアイデア等がある場合は・・・審査項目一覧に概要等を記載する事とありますが、これは評価に影響しますでしょうか。	審査項目一覧に記載がある場合は、評価に影響する可能性があります。 追加提案として、「(様式 5 別紙) R7 企画提案書別紙：審査項目一覧」の No48～50【その他提案】に記載してください。 企画提案外でも県がより優先したいと考えるオプション等をお持ちの場合、実際の契約時には導入できないかなど、ご相談させていただくことがあります。 ※材質 A のコンテナを企画提案。一方でより腐食に強い材質 B のコンテナが一部オプションを取りやめた場合には導入可能など
10	実施要領	4. 見積書について ・の 4 つ目	「定期的に発生するメンテナンス等に要する費用は、重要な要素であるため、年間維持費の概算を“企画提案書”に記載すること。」と記載がありますが、定期的に発生するメンテナンス等とは、定期点検や定期的な部品交換、汲取り等であり、トイレトペーパー交換や清掃などの日常管理は対象外と考えてよろしいでしょうか。	定期的に発生するメンテナンス等について、お見込みのとおりです。 また、消耗品補充といった日常管理費まで企画提案書に記載する必要はありませんが、例えば維持のために必要な薬液の定期購入、年 1 回の特殊清掃（購入事業者からの派遣必須）などの経費については、参考とさせていただきますので記載をお願いいたします。
11	実施要領	7 (1) 見積対象外経費	ランニング経費は見積書には含めないが、企画提案書には「4. 見積書について」に記載の通り企画提案書には記載することでしょうか。	

12	仕様書	3. コンテナ仕様 様（１）外寸	ジャッキを取り付けた場合も、コンテナ部分の寸法が仕様寸法内であればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。道路交通法等の関係法令に適合するかご確認をお願いいたします。 なお、ジャッキの運搬方法などはお尋ねする可能性がありますので、事前にご確認をお願いいたします。
13	仕様書	3. コンテナ仕様 様（３）重量 と運搬方法	「速やかにトイレコンテナを運搬することができる」と記載がありますが、当社の製品は処理機能室とトイレ室を分離設置することで、ユニック車のみで積み下ろしが可能です。加点の対象となるでしょうか。	加点の対象か否かについては、審査会前の今の段階では回答できません。 追加提案として、「(様式５別紙) R7 企画提案書別紙：審査項目一覧」の No48～50【その他提案】に記載してください。
14	仕様書	3. コンテナ仕様 様（３）重量 と運搬方法	「昇降装置（コンテナジャッキ等）」にコンテナジャッキを使用する場合、コンテナを上方に持ち上げトラックに積載可能であれば着脱ができるジャッキでもよろしいでしょうか。	仕様書を満たしているものであれば、ジャッキの種類等は問いません。 なお、積み込みの容易さや迅速な運搬に資する理由などは、お尋ねする可能性がありますので、事前にご確認をお願いいたします。
15	仕様書	3. コンテナ仕様 様（３）重量 と運搬方法	「昇降装置（コンテナジャッキ等）」にコンテナジャッキを使用する場合、昇降に使用する電源装置は AC100V で使用できず、別途発電機等の用意が必要であるのが一般的と理解しております。電源装置は別途ご用意いただけますでしょうか。	県が電源装置を別途用意することを約束することはできません。 見積上限額を超えないようコンテナジャッキ以外での運搬方法により企画提案いただく、若しくは、お見積りを電源装置込みの金額としていただければと思います。
16	仕様書	4. トイレ関係仕様 （１）必須機能	6 番目の・に「トイレを運搬後、すぐに利用できるよう 1000L 以上の清水タンクを設けること」と記載されていますが、当社の製品は初期給水 2500L を行えば、すぐに 100 回/日の利用が可能となります。1000L の清水タンクは設置しなくてよろしいでしょうか。	追加での設置は不要です。 清水タンクとは、初期給水（貯水）できる受容体を含みます。仕様書の 100 回/日の利用が可能であれば、追加で設置する必要はございません。
17	仕様書	4. トイレ関係仕様 （１）必須機能	上記質問にて設置が必要となる場合、清水タンクの具体的な使用方法についてお教え下さい。	

18	仕様書	7. 運搬と設置	設置に必要なとなる建築基準法における建築確認申請及び建築完了申請等の諸手続き、予備検査やその他必要な検査に関する手続き、平常時に使用場所における水道、浄化槽、電気の引込み工事の施行、基礎工事が必要な場合、それに伴う必要な手続きは実際に進めてから必要になる作業が明確になりますので、想定していた見積金額との差異が生じた際は、追加契約の協議は可能でしょうか。	当初契約時に詳細な作業について追加協議します。 このとき、見積書と差異が生じ、見積額を超過かつ当該超過の要因である工事等を必須とした提案である場合、契約できません。 県は次点者とあらためて県と協議を行うこととなりますので、下記に留意のうえ、企画提案をお願いいたします。 建築基準法における建築確認申請及び建築完了申請等の諸手続き、予備検査やその他必要な検査に関する手続きは必要となることを前提とします。 一方で、平常時に使用場所における水道、浄化槽、電気の引込み工事の施行、基礎工事等は、企画提案のされたトイレコンテナを使用するために“必要な場合に限り”実施することを想定しており、その内容は少額かつ軽微なものとなると考えています。
19	仕様書	7. 運搬と設置	水道、電気の引込、基礎等の工事受注者で行うのでしょうか。その場合、見積金額に含める必要があるでしょうか。また、工事内容は実際に手続き等を進めてから明確になりますので、想定していた見積金額との差異が生じた際は、追加契約の協議は可能でしょうか。工事内容を見積に含める場合には、設置場所・地盤条件等・接続先及び配線・配管距離や敷設要領等についてご指示下さい。	受注者が工事を行うことを前提としませんが、企画提案したトイレコンテナの設置にあたり、申請等が必要な場合、当該手続きをお願いいたします。 手続きに経費を要する場合、見積金額に含めてください。 なお、当初契約時に詳細な作業について追加協議します。 なお、設置に当たり、設置場所・地盤条件等・接続先及び配線・配管距離や敷設要領等を必要とする場合、まずは当初契約時に協議します。
20	仕様書	7. 運搬と設置	5 番目の・に「トイレコンテナが倒れることのないよう、ボルト等で設置箇所に仮固定すること。」と記載がありますが、トイレコンテナが倒れない事が検証出来ていれば、ボルト等での仮固定は不要でしょうか。	仮固定が不要であれば差し支えありませんが、既に検証結果等にて、強風等があっても問題ないことが判明しているのであれば、企画提案書でご説明ください。 この場合、物品の特性、若しくは何らかの手法が仮固定となっているか（仕様を満たしているか）確認します。
21	仕様書	11 完了検査	「受注者は納品時に指定する場所にて検査を・・・」との記載がありますが、指定する場所とはコンテナを設置する場所を指すのでしょうか。	基本的には設置する場所を指します。 ただし、書類検査については、設置場所以外（県庁舎等）で検査をさせていただくことを想定しています。

22	仕様書	13. 提出書類	(1) 工程表及び図面等の2行目に「事前に県と受注者とで予め十分に打合せを行い・・・」とありますが、事前とは落札後からでしょうか、契約後からでしょうか。どの期間かご教示ください。	候補者選定の後、本プロポーザルの審査結果を通知します。 事前とは、当該結果通知後の仕様協議から契約直後の提出書類等の確認までを指します。
23	仕様書	14 その他の留意事項	追加提案事項等については追加契約いただける認識でよろしいでしょうか。	追加契約は想定していません。 追加提案事項等を含め、あくまで見積上限額の範囲で、契約前に候補者と仕様をあらためて協議し、契約します。 非常に魅力的な提案について、契約の後、県が追加契約をお願いすることはないと断定はできませんが、本プロポーザルでは追加契約はないとご認識ください。
24	審査項目一覧		要望要件の中で加点項目となっている物の評価方法および評価基準をご教示いただけますでしょうか。	審査要領別紙の「令和7年度熊本県トイレコンテナ購入に係る公募型プロポーザルに係る審査の視点」に配点を掲載しております。 審査項目一覧と仕様に当てはめた場合、No1で10点、No2～6で50点、No7～50で170点、No51～56で20点となります。 また、加点項目は、ある機能を有するか否か等の一側面だけでなく、中長期的な視点を持ち、総合的に判断・評価するため、基準はお示ししておりません。 ※例) A社の昇降装置(コンテナジャッキ・型番●●)を装備する。 一方で、当該ジャッキは、定期メンテナンス費用の発生や、操作が難解であるためマニュアルが必要、などの要素を総合的に判断して点数化
25	審査項目一覧	No. 13	「昇降装置(コンテナジャッキ等)」が加点要素として記載されています。は手動ではなく電動で稼働する物を想定されているということでよろしいでしょうか。昇降装置は方式や性能が様々かと思いますが、この部分の加点の評価方法をご教示ください。	なお、昇降装置(コンテナジャッキ等)は、多くの製品があり、トイレコンテナとの組合せは、多数となると思慮します。このため、電動のみを想定しているものではなく、装備困難なトイレコンテナも考えられるため、必須機能としていません。加点の評価方法は、上述の「※例)」を参考ください。

26	審査項目 一覧	No. 36	「上水道及び下水道に容易に接続及び取り外しができる機能があり、平常時の使用に大いに役立つものであるか。」が加点対象となっておりますが、処理能力の範囲内であれば上水道及び下水道に接続する必要がない、バキュームカーによる汲み取りも不要な方が加点対象とはならないでしょうか。	ご質問の点は、No45 の「年間維持費は抑えられているか（年間維持費の概算を企画提案書及び右の備考欄に記載すること）。」で加点対象と存じます。 企画提案書や審査項目一覧でもお示しください。
27	企画提案書 審査項目 一覧	企画提案書記 載順序	企画提案書の記載は審査項目一覧の記載の順番に沿った形にする必要がありますか。	その形に必ずしも沿う必要はございません。